

令和5年度

事業概要

福祉局

目 次

I	福祉局の概要	3
II	組織と事務分掌	5
III	令和5年度 主要事業の概要	7

I 福祉局の概要

1. 局長 森下 貴浩
2. 局の職員数 383 人
3. 令和5年度予算の概要

(1) 一般会計 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
16 分担金及負担金	56,970	4 民生費	177,465,793
17 使用料及手数料	191,193		
18 国庫支出金	91,095,987		
19 県支出金	31,330,577		
20 財産収入	21,691		
21 寄附金	100,550		
22 繰入金	414,625		
24 諸収入	3,734,830		
25 市債	1,953,000		
歳入合計	128,899,423	歳出合計	177,465,793

(2) 国民健康保険事業費 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 国民健康保険収入	151,687,076	1 国民健康保険費	151,687,076
歳入合計	151,687,076	歳出合計	151,687,076

(3) 介護保険事業費 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 保険料	29,188,304	1 総務費	4,360,870
2 国庫支出金	37,713,593	2 保険給付費	141,310,511
3 県支出金	21,826,825	3 地域支援事業費	10,181,729
4 支払基金交付金	40,158,640	4 基金積立金	51,306
5 繰入金	27,014,109	5 諸支出金	49,092
6 繰越金	1	6 予備費	2,000
7 諸収入	54,036		
歳入合計	155,955,508	歳出合計	155,955,508

(4) 後期高齢者医療事業費

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 後期高齢者 医療事業収入	44,047,178	1 後期高齢者 医療事業費	44,047,178
歳入合計	44,047,178	歳出合計	44,047,178

II 組織と事務分掌

政策課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)市民福祉の啓発に関すること。
- (3)市民福祉総合計画に関すること。
- (4)福祉事業の企画、開発及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)福祉施設等の整備事業及び助成の調整に関すること。

相談支援課

- (1)複合的な福祉課題を抱えた世帯への支援に関すること。
- (2)家族のケアを行う子ども・若者の支援に関すること。
- (3)ひきこもり状態にある者及びその家族等への支援に関すること。
- (4)福祉事業の企画、開発及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)再犯防止・更生支援に関すること。

人権推進課

- (1)人権教育及び人権啓発に関する施策の推進、連絡及び調整に関すること。
- (2)犯罪被害者等の支援に関する相談に関すること。

くらし支援課

- (1)生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)本市の各区の社会福祉協議会に関すること。
- (3)福祉情報システムの運用及び開発に関すること。
- (4)福祉事業の企画、開発及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)自然災害による被災者の生活再建の支援及び生活再建施策に関する連絡及び調整に関すること。
- (7)基幹福祉避難所及び福祉避難所に関すること。
- (8)民生委員及び児童委員に関すること。
- (9)地域見守り活動の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (10)生活保護に関すること。
- (11)中国残留邦人等支援給付及び地域生活支援事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (12)保護施設の認可、指導及び監督に関すること。
- (13)ホームレスの援護、保護の決定及び保護の実施に関すること。
- (14)市立の保護施設及び一時宿泊施設に関すること。
- (15)被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (16)低所得世帯療養資金の償還に関すること。
- (17)生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療機関等の指定及び取消し並びに指定医療機関等の指導及び監督に関すること。
- (18)行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

高齢福祉課

- (1)高齢者の社会参加に関すること。
- (2)戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)高齢者の福祉事業の総合調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)老人福祉施設等の整備、認可等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)高齢者に対する虐待の防止及び高齢者に対する支援のための措置等に関すること。
- (6)認知症対策に関すること。

介護保険課

- (1)介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)介護保険事業計画に関すること。
- (3)福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)介護保険システムに関すること。
- (5)地域包括支援センターに関すること。
- (6)あんしんすこやか窓口に関すること。
- (7)地域見守り活動の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8)介護予防ケアマネジメントに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (9)ケアプランの適正化に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

国保年金医療課

- (1)国民健康保険に関すること。
- (2)特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- (3)医療費助成等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)後期高齢者医療制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。

和光園（2）

- (1)入所者の介護に関すること。
- (2)入所者の生活指導に関すること。
- (3)入所者の診療及び看護に関すること。
- (4)入所者の栄養管理及び栄養指導に関すること。
- (5)ケアハウス和光園に関すること。

障害福祉課

- (1)障害者のスポーツの振興に関すること。
- (2)障害者及び障害児の福祉事業の調査、研究及び総合調整に関すること。
- (3)障害者の福祉の啓発に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)障害者保健福祉計画及び障害福祉計画に関すること。
- (5)障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (6)障害者及び障害児の福祉施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)バリアフリーの推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8)障害者の就労の促進に関すること。
- (9)身体障害者福祉センターに関すること。
- (10)心身障害者扶養共済制度に関すること。
- (11)重度心身障害者の移動支援施策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (12)特別児童扶養手当等の支給に関すること（他の所管に属す

II 組織と事務分掌

- るものを除く。)
- (13)発達障害者及びその家族に対する専門的な相談、助言及び支援に関すること。
- (14)医療、保健、福祉、教育その他これらに類するものに係る業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれらに従事する者に対する発達障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害をいう。）に係る情報提供及び研修に関すること。

障害者支援課

- (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に係る障害福祉サービス等に関すること（他の所管に属するものを除く。)
- (2)障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること（他の所管に属するものを除く。)
- (3)福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。)
- (4)障害者の福祉施設に関すること（他の所管に属するものを除く。)
- (5)障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対する支援等に関すること（他の所管に属するものを除く。)
- (6)障害者及び障害児の地域移行に関すること。
- (7)障害者及び障害児の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。)

障害者更生相談所②

- (1)障害者の相談、指導及び判定に関すること（他の所管に属するものを除く。)
- (2)身体障害者手帳及び療育手帳に関すること（他の所管に属するものを除く。)
- (3)障害者に関する調査、研究、研修及び情報の提供に関すること。
- (4)関係機関への障害者に関する技術的援助及び助言に関すること。

監査指導部

- (1)社会福祉法人等の設立の認可等並びに社会福祉法人及び社会福祉事業を行う施設（保護施設を除く。）の監査及び指導に関すること。
- (2)介護サービス事業者等の指定、監査及び指導等に関すること（他の所管に属するものを除く。)
- (3)養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等に関すること。
- (4)老人福祉施設等の指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。)
- (5)障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の指定、監査及び指導に関すること並びに地域生活支援事業者の認定等に関すること。（他の所管に属するものを除く。)
- (6)障害者福祉施設等（障害児入所施設含む）従事者による障害児者虐待の防止等に関すること。

※事業所及び行政機関の表示については次のとおり

- (1)は第1類（部相当）、(2)は第2類（課相当）、
(3)は第3類（係相当）、(4)は第4類の事業所を示す。

①は部相当、②は課相当の行政機関を示す。

Ⅲ 令和5年度 主要事業の概要

【くらしの安心と生活困窮者への支援】

1. 生活困窮者の自立支援

(1) 生活困窮者にかかる相談支援体制の強化

〔くらし支援課〕

各区役所の「くらし支援窓口」において、緊急小口資金等の特例貸付借受人に対するSMSを活用したフォローアップや、訪問等のアウトリーチによる支援を行うなど、増加する困窮相談に対してきめ細やかな対応を行うことを目的に、引き続き窓口体制を強化します。併せて、家計管理や債務返済計画等について専門的見地から助言を行う「家計改善支援員」の増員を図ります。

また、特に10代・20代の若者は困窮に関する悩みを一人で抱え込んでしまう傾向にあることから、相談・支援機能の充実を図るため、若者をターゲットに困窮者支援を行うNPO等の団体に対し、運営支援と連携強化を図ります。

(2) 生活困窮世帯の学習支援

〔くらし支援課〕

経済的な事情による学力格差が懸念される中学生等への支援として、市内12ヶ所で実施している学習会型の学習支援事業の対象者を就学援助受給世帯や児童扶養手当受給世帯へも拡大するとともに、オンラインによる個別学習支援も引き続き実施します。

2. 再犯防止に関する取り組み

〔相談支援課〕

釈放・出所後、早期に適切な支援につなげ、仕事や住居の確保により再犯を防止するため、新たに専任のコーディネーターを配置し、刑事司法関係機関との事前の情報交換や、本人が各種窓口へ相談する際に同行する等の支援を行います。

3. こども・若者ケアラーへの支援

〔相談支援課〕

当事者や関係者からの相談を受け、関係機関との連携、公的サービスの調整、当事者同士の交流・情報交換の場への案内等の支援を行うとともに、こども・若者ケアラーと身近で接する方々や福祉関係者の理解促進を図ります。

また、家事や育児の面で負担軽減が必要な18歳未満のこどもケアラーがいる世帯に対し、ヘルパーの派遣を実施します。(こども家庭局予算)

4. ひきこもり支援の充実 〔相談支援課〕

ひきこもりの方やその家族が孤立することのないよう、相談員との面談や家庭訪問による支援を実施するとともに、実際の参集とバーチャル空間を活用したオンライン開催を組み合わせた居場所への参加促進や、ハローワーク等関係機関と連携した就労支援を行う等、ひきこもりの方に寄り添いながら社会参加を支援します。

5. 災害時要援護者支援の推進 〔くらし支援課〕

地域の要援護者支援団体への災害時要援護者台帳の提供を進めるとともに、引き続き市内 21ヶ所の要援護者支援センターにコーディネーターを配置し、平時から関係機関との連携を図ります。

また、福祉避難所指定施設のうち社会福祉施設において、避難所の開設・運営訓練の実施を促進し、要援護者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

6. 民生委員の処遇改善 〔くらし支援課〕

高齢者数の増加や福祉課題の複雑化により増加傾向にある民生委員の業務状況を踏まえ、その活動に見合った実費弁償とするため、その額を現在の 80,200 円から 130,200 円へと大幅に上げるとともに、欠員区域を補完する民生委員への実費弁償の追加支給を行います。

【高齢者や障害者の方への支援】

1. プレフレイルへの対策 〔介護保険課〕

新型コロナウイルス感染症による外出機会の減少によって、高齢者の筋力低下に伴う転倒リスクの高まりが懸念されるため、高リスクと判定された 71 歳以上の方が参加できる短期集中型のプログラムを各区で開催し、日々の運動や社会参加の習慣化を支援します。

また、引き続きフレイル予防に向けた講話等を組み込んだ介護予防事業や、要介護認定上の要支援者等を対象にフレイル改善のための通所型サービスを実施し、健康寿命の延伸に取り組みます。

2. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進

(1) 認知症神戸モデルの実施 〔高齢福祉課〕

認知症に関する早期受診・早期対応を目的として、65 歳以上の方を対象に無料で実施する「診断助成制度」と、認知症の方が起こした事故で被害に遭われた方への見舞金や賠償責任保険を内容とする「事故救済制度」を組み合わせた神戸モデルについて、令和 6 年度まで継続して実施します。

(2) 認知症の方とその家族への支援

〔高齢福祉課〕

認知症の疑いのある方に対する初期集中支援チームによる訪問支援、市内7ヶ所の認知症疾患医療センターにおける専門医療相談・認知症サロンの開催及び話し相手や外出の付き添い等を行う「K O B Eみまもりヘルパー」事業を実施します。

また、認知症の方やその疑いのある方が、生きがいを持って積極的に社会参加できる地域づくりや理解促進を目指し、各種地域団体への専門職派遣を行います。

3. 介護人材確保プロジェクト「コウベ de カイゴ」の推進

(1) 職員のキャリアアップと事業所運営への支援

〔高齢福祉課・介護保険課・障害者支援課〕

介護職員初任者研修受講にかかる費用を補助することにより就職初期の基礎的な知識・技術の習得を促進するとともに、その後の介護福祉士資格取得までのキャリア形成をサポートするため、本市が独自に設けた「神戸市高齢者介護士認定制度」の合格者に対して最長5年間の支援金を支給します。

また、法人・事業所に対する支援として、所在地区外から新たに正規職員を採用した場合の住宅手当の一部や、研修を受講する際に必要となる代替職員確保にかかる経費の一部について、補助を実施します。

(2) 外国人介護人材確保にかかる支援（「KOBE de KAIGO」）

〔介護保険課〕

外国人介護人材（技能実習生等）のレベルアップによる現場での定着を支援するため、日本語や資格取得に関する学習について介護保険事業所や本人が負担する費用の一部や、上記学習のために研修を受講する際に必要となる代替職員確保にかかる経費の一部について、補助を実施します。

4. 障害福祉サービスにおける計画相談支援導入の推進

〔障害者支援課〕

障害者や家族の相談に応じて適切なサービス利用計画の作成を担う「相談支援専門員」が市内で不足していることから、その人員確保と職場定着・キャリアアップを図るため、相談支援専門員増員を支援する補助金を拡充するとともに、相談員歴5年目までの職員を対象とした処遇改善補助を新設します。

併せて、特に「障害児」に関する導入を推進するため、新規受給者を受け入れた相談支援事業所に対する市独自の支援金（10,000円/件）を新設します。

5. 障害児支援の質の向上 〔障害者支援課〕

障害児の通所支援にかかる質の向上を目的とした放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所への専門家派遣による巡回支援を充実させるとともに、市内の相談支援事業所等に所属する「医療的ケア児等コーディネーター」のネットワーク化を図り、医療的ケア児等に対する地域での支援体制を強化します。

6. 障害者の就労支援 〔障害福祉課〕

民間企業における障害者の雇用を促進するため、企業に対する制度周知や仕事内容に関する相談会等を実施するとともに、市内5ヶ所に設置する「しごとサポート」において、相談者の障害特性を踏まえた一般就労または福祉的就労への案内、就労後の支援を行います。

7. 障害者の親なき後対策の強化

(1) 障害者地域生活支援拠点における見守り支援 〔障害者支援課〕

各区に整備した「障害者地域生活支援拠点」に配置する見守り支援員を中心として、支援を受けていない単身の障害者等を対象に、その実態把握や障害福祉サービスの案内に努め、障害者の見守りを行います。

(2) グループホームの整備 〔障害福祉課〕

障害者の地域移行を支えるグループホームについて、国制度に加えて市独自の整備補助を実施するとともに、不動産取引業者を介してグループホームへの転用を希望する民間住宅と運営法人とのマッチングを行います。

8. 事業所の指定・届出手段のデジタル化 〔監査指導部〕

介護保険サービス事業者における業務の効率化と負担軽減を図るため、事業所の新規指定申請・指定更新申請・変更届等の申請・届出手段に関する電子申請システムの本格運用を開始するとともに、審査手数料に関するキャッシュレス決済も実施します。